

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第10号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(平成2年香川県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(児童自立生活援助事業等の開始の届出等) 第14条の3 略</p> <p><u>(親子再統合支援事業等の開始の届出等)</u> 第14条の3の2 <u>法第34条の7の2第2項の規定による届出は、親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業)開始届出書(第19号様式の5の2)によりしなければならない。</u></p> <p><u>2 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業)変更届出書(第19号様式の5の3)によりしなければならない。</u></p> <p><u>3 法第34条の7の2第4項の規定による届出は、親子再統合支援事業(社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業)廃止(休止)届出書(第19号様式の5の4)によりしなければならない。</u></p> <p><u>(妊産婦等生活援助事業の開始の届出等)</u> 第14条の3の3 <u>法第34条の7の5第2項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届出書(第19号様式の5の5)によりしなければならない。</u></p> <p><u>2 法第34条の7の5第3項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届出書(第19号様式の5の6)によりしなければならない。</u></p> <p><u>3 法第34条の7の5第4項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止(休止)届出書(第19号様式の5の7)によりしなければならない。</u></p> <p>(一時預かり事業の開始の届出等) 第14条の4 略</p>	<p>(児童自立生活援助事業等の開始の届出等) 第14条の3 略</p> <p>(一時預かり事業の開始の届出等) 第14条の4 略</p>

(第二種社会福祉事業の開始の届出等)

第20条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による第二種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる事業のうち子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応じる事業に限る。以下同じ。）の開始の届出は、第二種社会福祉事業開始届出書（第27号様式）によりしなければならない。

2 略

(第二種社会福祉事業の開始の届出等)

第20条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による第二種社会福祉事業（社会福祉法第2条第3項第2号に掲げる事業のうち放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び児童の福祉の増進について相談に応じる事業に限る。以下同じ。）の開始の届出は、第二種社会福祉事業開始届出書（第27号様式）によりしなければならない。

2 略

第19号様式の5（第14条の3関係）
略

第19号様式の5の2（第14条の3の2関係）

親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）
開始届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）
を開始したいので届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴

職名	氏名	年齢	経歴

- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

（注）

次に掲げる書類を添付すること。

- （1） 条例、定款その他の基本約款
- （2） 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧することができる場合を除く。）
- （3） その他知事が必要と認める書類

第19号様式の5（第14条の3関係）
略

第19号様式の5の3（第14条の3の2関係）

親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）
の変更について届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 6 変更の理由
- 7 変更年月日

（注）

知事が必要と認める書類を添付すること。

第19号様式の5の4（第14条の3の2関係）

親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）

廃止（休止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり親子再統合支援事業（社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業）
を廃止（休止）したいので届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 廃止（休止）の理由
- 6 現に便宜を受けている者又は通所している者に対する措置
- 7 廃止（休止）予定年月日
- 8 休止の予定期間

（注）

知事が必要と認める書類を添付すること。

第19号様式の5の5（第14条の3の3関係）

妊産婦等生活援助事業開始届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり妊産婦等生活援助事業を開始したいので届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴

職 名	氏 名	年 齢	経 歴

- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

(注)

次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 条例、定款その他の基本約款
- (2) 収支予算書及び事業計画書（インターネットを利用して閲覧することができる場合を除く。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第19号様式の5の6（第14条の3の3関係）

妊産婦等生活援助事業変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり妊産婦等生活援助事業の変更について届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 6 変更の理由
- 7 変更年月日

(注)

知事が必要と認める書類を添付すること。

第19号様式の5の7（第14条の3の3関係）

妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり妊産婦等生活援助事業を廃止（休止）したいので届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 開始届出年月日
- 5 廃止（休止）の理由
- 6 現に便宜を受けている者又は通所している者に対する措置
- 7 廃止（休止）予定年月日
- 8 休止の予定期間

（注）

知事が必要と認める書類を添付すること。

第19号様式の6（第14条の4関係）

略

第19号様式の6（第14条の4関係）

略

（香川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正）

第2条 香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第9条 略</p> <p>（1）略</p>	<p>第9条 条例第10条の2第2項第3号ウに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>（1）略</p>

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院及び里親支援センターを除く。）
 (3)・(4) 略

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）
 (3)・(4) 略

(香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定医療施設等) 第1条の2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)～(9) 略 <u>(10) 児童福祉法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター</u> (11)～(14) 略</p>	<p>(特定医療施設等) 第1条の2 条例第3条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる施設等とする。</p> <p>(1)～(3) 略 <u>(4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター</u> <u>(5)～(10) 略</u> (11)～(14) 略</p>

(かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部改正)

第4条 かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第5条、第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、<u>児童発達支援センター</u>及び病院の使用料及び手数料 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、<u>児童発達支援センター</u>及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。</p> <p><u>略</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>別表（第5条、第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、<u>医療型児童発達支援センター</u>及び病院の使用料及び手数料 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、<u>医療型児童発達支援センター</u>及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。</p> <p><u>略</u></p> <p>3～5 略</p>

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例施行規則(平成25年香川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
社会福祉施設等	記録等	社会福祉施設等	記録等
1・2 略		1・2 略	
3 児童厚生施設等(児童福祉法第7条第1項の児童厚生施設、 <u>児童家庭支援センター及び里親支援センターをいう。</u>)	略	3 児童厚生施設等(児童福祉法第7条第1項の児童厚生施設及 <u>び児童家庭支援センターをいう。</u>)	略
4～6 略		4～6 略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。